

宗像市学校教育基本計画 後期計画
(令和3年度～令和6年度)



令和3年3月
宗像市教育委員会

はじめに



宗像市教育委員会では、平成27年度に宗像市学校教育基本計画と第Ⅱ期小中一貫教育基本方針を策定し、「自立しかかわりを深める子ども」の育成のため、小中一貫教育を基盤とした教育施策に取り組んでまいりました。この間、社会情勢の変化を反映した国の第3期教育振興基本計画の策定や学習指導要領の改訂など、学校を取り巻く状況も大きく変化しました。

小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新しい学習指導要領の内容に基づいた学習指導が実施されます。将来に必要な資質・能力である「学びに向かう力や人間性」、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」を、すべての教育活動を通して児童生徒に身につけさせることとなります。今回の改訂では、特に、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるための力を身につけていくことが強調されています。主体的・対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメントの確立などの新たな視点が示されており、当然、学び合いの方法や授業の改善を行うことが必要となります。

後期計画では、このような状況の変化とこれからの学校教育を見据え、大きく施策体系の見直しを行いました。本市では、義務教育9年間での一貫したカリキュラムに基づく「小中一貫教育」で縦のつながり、学園（学校）・地域・家庭が連携し、子どもが社会とのつながりを感じながら学ぶ「コミュニティ・スクール」で横の連携を充実させることにより、小中一貫コミュニティ・スクールを推進します。小中一貫コミュニティ・スクールを基盤に各教育施策を充実させ、宗像の子ども一人一人に「志を持ち、自分の将来や社会の未来を創造する力」を育んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大はわたしたちの生活に大きな影響を及ぼしており、日々の学習の在り方も感染予防を取り入れた学びに変わらざるを得なくなりました。今後、新型コロナウイルス感染症を始め、急激に変化する社会の様々な状況に対応し、子どもの学びの保障にしっかりと取り組んでいく必要があります。

子ども一人一人に楽しく充実した学びを提供することを通して、保護者を始めとする市民の皆さま、宗像市に関わりのある皆さまから、「教育のまち宗像」「子育て世代に選ばれるまち宗像」と思っただけのように、教育委員会と学校が一丸となって全力で取り組んでまいります。

宗像市教育委員会 教育長 高宮 史郎

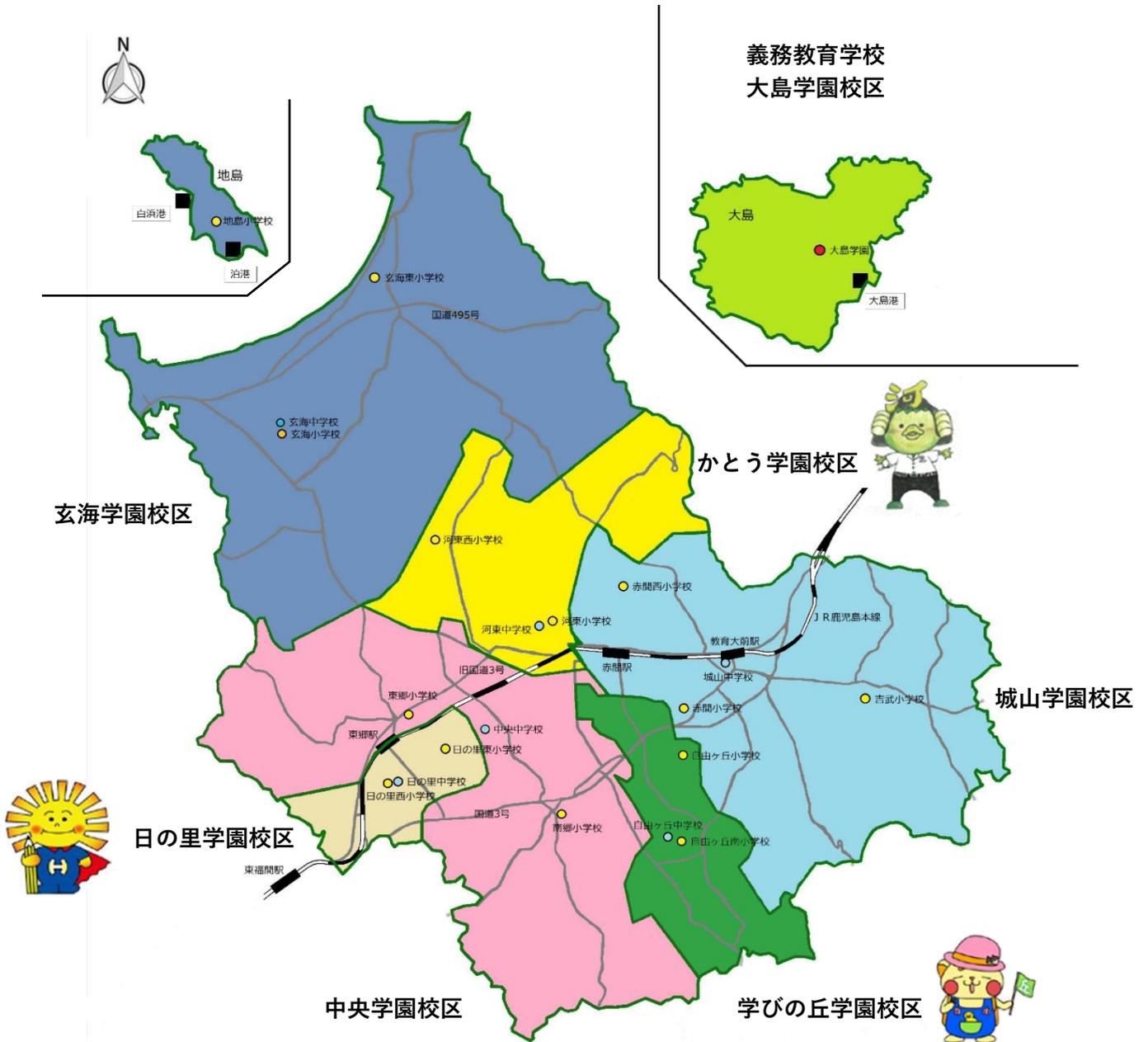
目 次

本編	1
1 計画の中間見直しに当たって	2
2 計画の期間	4
3 宗像市学校教育における現状・課題と策定の方向性	5
4 宗像市学校教育の目標	9
5 施策の展開	11
施策1 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む	12
施策2 地域を基盤にグローバルに活躍する力を育む	17
施策3 多様なニーズに対応した教育を提供する	19
*教育活動を支える小中一貫コミュニティ・スクールの推進	21
施策4 学校の組織力向上を推進する	25
施策5 安全・安心で質の高い教育環境を整える	27
6 計画の進め方	28
資料編	29
前期計画の成果と課題	30
第Ⅱ期小中一貫教育の成果と課題	35
用語説明	42

本計画での表記について

- 小学校及び義務教育学校前期課程を「小学校」、中学校及び義務教育学校後期課程を「中学校」、小学校、中学校及び義務教育学校を「市立学校」と表記しています。
- 本市では、各中学校区内の小学校及び中学校を一つの「学園」とし、小中一貫教育を進めています。そのため、本計画においても宗像市における各中学校区については「学園」と表記しています。

宗像市立学校は、小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校の21校です。
各中学校区内の小学校及び中学校を一つの「学園」とし、小中一貫教育を進めています。



■城山学園

- ・吉武小学校
- ・赤間小学校
- ・赤間西小学校
- ・城山中学校

■中央学園

- ・南郷小学校
- ・東郷小学校
- ・中央中学校

■日の里学園

- ・日の里東小学校
- ・日の里西小学校
- ・日の里中学校

■学びの丘学園

- ・自由ヶ丘小学校
- ・自由ヶ丘南小学校
- ・自由ヶ丘中学校

■かとう学園

- ・河東小学校
- ・河東西小学校
- ・河東中学校

■大島学園

■玄海学園

- ・玄海小学校
- ・玄海東小学校
- ・地島小学校
- ・玄海中学校

本編

- 計画の中間見直しに当たって
- 計画の期間
- 宗像市学校教育における現状・課題と策定の方向性
- 宗像市学校教育の目標
- 施策の展開
- 計画の進め方

1 計画の中間見直しに当たって

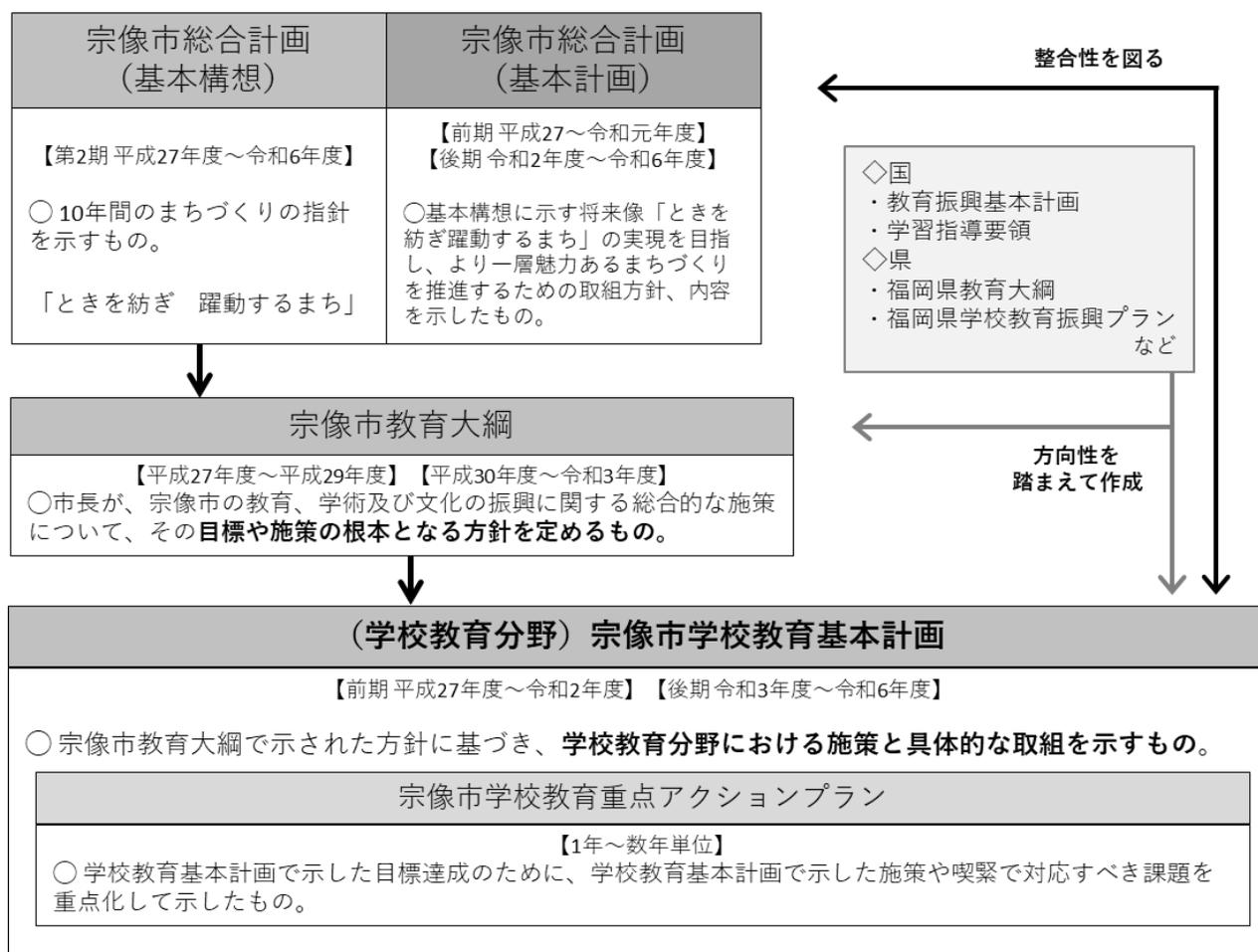
宗像市学校教育基本計画は、本市の教育の中長期的な目標や基本的な方向性を示すもので、年度ごとの教育方針を定める際の指針とするものであり、本計画は、平成27年度に策定した宗像市学校教育基本計画の後期計画です。

宗像市総合計画や宗像市教育大綱において示した、目指す「まちづくり」「人づくり」を実現するための、学校教育における施策と具体的な取組を示しています。

以下の図に示すように、後期計画においては、総合計画の基本構想や教育大綱からの方針を踏まえるとともに、国や県の計画の方向性をより意識して見直しを行いました。学校教育の各施策と、総合計画で示した市としての教育施策の整合性を図ることで、より効果的な取組や点検・評価につなげます。

また、本計画を基に、各年度の具体的な教育活動の方針を示す宗像市学校教育重点アクションプランを策定することで、市や教育委員会が行う施策と学校現場での取組の連携を強めます。

▶本計画の位置づけ



後期計画は次のような考え方で策定しています。

(1) 前期計画の取組と成果を検証し、現状と課題を踏まえた計画とします。

前期計画の取組を関係課で振り返り、現状と課題を踏まえて施策を見直しました。また、前期計画と同時に進めてきた第Ⅱ期小中一貫教育についても、併せて取組と成果を検証しました。小中一貫教育については、これまで本市の学校教育の基盤として、宗像市第Ⅱ期小中一貫教育基本方針に基づき取組を進めてきました。一方で、「社会に開かれた教育課程^{*1}」の実現が求められている中、コミュニティ・スクール^{*2}の実現も本市の学校教育を推進していく上での重要な基盤であるため、小中一貫コミュニティ・スクールとして、その方針を本計画で示すこととしました。

*前期計画及び第Ⅱ期小中一貫教育の成果と課題は資料編に掲載しています。

(2) 前期計画で示した方向性を継承しつつ、以下に示す社会情勢の変化や国の第3期教育振興基本計画及び新学習指導要領の理念や内容を踏まえ、学校教育における目標をより具体的に示すとともに、施策や取組の追加・改編を行います。

◇社会情勢の変化

平成27年9月、国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs^{*3}）が国際社会共通の目標として採択されました。それに先駆けて、平成14年12月に持続可能な開発のための教育（ESD^{*4}）が採択されています。

また、人生100年時代を迎え、超スマート社会（Society5.0^{*5}）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでおり、社会とともに、学校教育においても大きな変換期を迎えています。

◇第3期教育振興基本計画と新学習指導要領

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定されました。第3期計画では、第2期計画での「自立」「協働」「創造」の方向性を継承しつつ、激動の時代を豊かに生き抜き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでの教育からの改革が必要であるという考えのもとに、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」と「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長と発展」を目指していくことが重要であると掲げられています。

さらに、令和2年度以降の全面実施に向けて平成29年度に改訂された新学習指導要領では、これからの教育課程の理念として、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程の実現」が示されています。

2 計画の期間

宗像市学校教育基本計画の計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間です。後期計画の期間は、10年間の計画期間のうち、後期4年間に当たる令和3年度から令和6年度までとします。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
宗像市総合計画	第2次総合計画（前期） 【H27～R1】					第2次総合計画（後期） 【R2～R6】				
宗像市教育大綱	【H27～H29】			【H30～R3】			-			
宗像市学校教育基本計画	前期 【H27～R2】					後期 【R3～R6】				

3 宗像市学校教育における現状・課題と策定の方向性

前期計画の取組と成果や社会情勢の変化による現状と課題を踏まえ、後期計画策定の方向性を以下のとおり決めました。

◇ 新学習指導要領に即した授業改善や ICT を活用した教育の推進

【現状と課題】

新学習指導要領で「新しい時代を生きる子供たちに必要な力」として整理された三つの柱（「学びに向かう力、人間性など」、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力など」）を育成するため、授業改善を行い、子どもの学びを後押ししていく必要があります。また、前期計画期間でも取組を進めてきたプログラミング教育等、今後も充実すべき内容があります。

さらに、ICT を基盤とした先端技術の活用により、新たな時代を担う人材の育成や特別な支援を要する子どもの学習など、個別最適化され、創造性を育む教育の更なる推進が期待されています。前期計画期間においても ICT 機器の整備や機器を活用した授業づくりは進めてきましたが、GIGA スクール構想^{*6}の実現を目指した、一歩進んだ施策展開が必要です。

教育活動の充実

新学習指導要領の確実な実施により、 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みます

→ 施策 1

子どもが自ら課題を発見し、解決する能力を身に付けるため、また、学校で学ぶことが社会や自分の将来とつながっていることを子ども自身が理解できるよう、主体的に学ぶ学習を推進します。国・県・宗像市の学力テストを授業に活用し、子どもに学力を身に付けさせるとともに、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育成します。

そのために、新学習指導要領に即した授業となっているかを意識し、新たな教育も加えた全教科において、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を行っていきます。

併せて、GIGA スクール構想の実現を目指して ICT 機器の整備や新学習指導要領に基づく ICT 活用教育の充実、教職員への ICT 機器活用の研修などの取組を行っていきます。コロナ禍で家庭学習の在り方などが見直される中、すでに一人一台端末の整備に着手していますが、学習の保障や心のケア等を進める上での活用を積極的に行っていきます。

◇ 加速するグローバル化に対応した教育の推進

【現状と課題】

様々な分野でグローバル化がますます加速しており、世界を舞台に幅広く活躍できる人材の育成が求められています。前期計画期間では、学力を育む視点で外国語教育を充実させるとともに、希望した子どもを中心に体験活動等の事業を行ってきましたが、今後は、すべての子どもにグローバルに活躍するための力を育むという視点での施策展開が必要です。

教育活動の充実

地域を基盤にグローバルに活躍する力を育みます

→ 施策2

すべての子どもがグローバルに活躍できる考え方やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう施策を進めます。

グローバル人材育成事業を学校の教育課程に位置づけたり、小小連携や小中連携に結び付けたりすることにより、外国の文化を理解したり言語を習得したりするとともに、自国やふるさと宗像の歴史や文化を理解し愛着を深め発信していくための、世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」^{※7}も充実させます。

◇ 支援や配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな相談支援体制の整備

【現状と課題】

本市における就学相談件数は年々増加しており、特別支援学級に限らず、支援や配慮を必要とする子どもが増えています。特別支援教育を始めとした多様なニーズに対応する教育の充実は、「持続可能な社会の創り手の育成」の観点からも求められています。前期計画で取り組んできた特別支援教育の充実や教育相談体制の整備をさらに進めていくことが必要です。

教育活動の充実

多様なニーズに応じた教育を充実させます

→ 施策3

これまで取り組んできた特別支援教育について、本市に開校予定の県立特別支援学校との連携を見据え、多様な機関と連携しながら、よりきめ細やかな指導・支援ができる体制を整えていきます。障がいのある子どもに限らず、支援や配慮を必要とするすべての子どもに向き合うための教育相談体制・支援体制を整えます。

◇ 社会に開かれた教育課程の実現

【現状と課題】

新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」の実現のため、これからの学校には、子どもにどのような資質・能力を育むのかを社会と共有した上で連携・協働し、教育活動を充実させることが求められています。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動^{※8}など、国が進める制度を着実に実施することで、第Ⅱ期小中一貫教育を発展させ、宗像市に適した体制を作っていく必要があります。

教育活動の充実

小中一貫コミュニティ・スクールにより
9年間を通して家庭・地域と協働する教育活動を進めます

教育活動の基盤
となる小中一貫
コミュニティ・
スクール

第Ⅱ期小中一貫教育で取り組んできた地域・家庭との協働を、小中一貫コミュニティ・スクールとして発展させていくことで、「社会に開かれた教育課程」を実現する体制を整えていきます。コミュニティ・スクール（学校運営協議会）において目標やビジョンを共有することで、学校・地域・家庭それぞれの主体的な取組につながり、子どもへの教育効果も期待できます。小中一貫コミュニティ・スクールを基盤に各教育施策を進めることにより、それぞれの施策をより効果的なものとしていきます。

◇ 学校組織マネジメント^{※9}の視点からの学校経営

【現状と課題】

様々な社会情勢の変化に対応していくため、これからの学校には、新しい時代の教育に向けた持続可能な指導體制を整備していくことが求められています。前期計画期間に進めてきた働き方改革や研修の見直し、教職員の人材育成を引き続き進めていくとともに、校長のリーダーシップの下で計画的で組織的な教育活動を進めていくことが重要です。

教育環境の充実

教職員一人一人の力を最大限発揮し、
学校の組織力を向上させます

→ 施策4

学校組織マネジメントや働き方改革の取組を進めるとともに、学校への人的支援を始めとした学習指導體制の整備を行い、教育環境を整えます。また、人材育成の方策の一つとして、令和元年度より福岡教育大学との連携を深め、大学生を始めとした次世代を担う人材の育成と、教育現場の教育力向上の双方を目指した取組を始めています。

さらに、特別支援教育においても、市立学校での授業研究に加え、高い専門性を誇る福岡教育大学との連携を深め、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を目指します。

◇ 学校教育を支える環境の整備

【現状と課題】

前期計画から引き続き、安全確保や施設機能の向上を踏まえた整備を計画的に行っていくとともに、これからの学校の在り方を踏まえた施設整備も必要です。また、児童生徒数の変化を踏まえた学校の規模や配置の適正化を進めていく必要があります。

教育環境の充実

安全・安心で質の高い教育環境を整えます

➡ **施策 5**

学校施設については、計画的な整備を行うとともに、ICT 機器を始めとする教育設備の最適配置を行い、建物、設備、機器等教育環境全体の充実を目指します。併せて、学校規模及び学校配置の適正化についての検討を進めていきます。

4 宗像市学校教育の目標

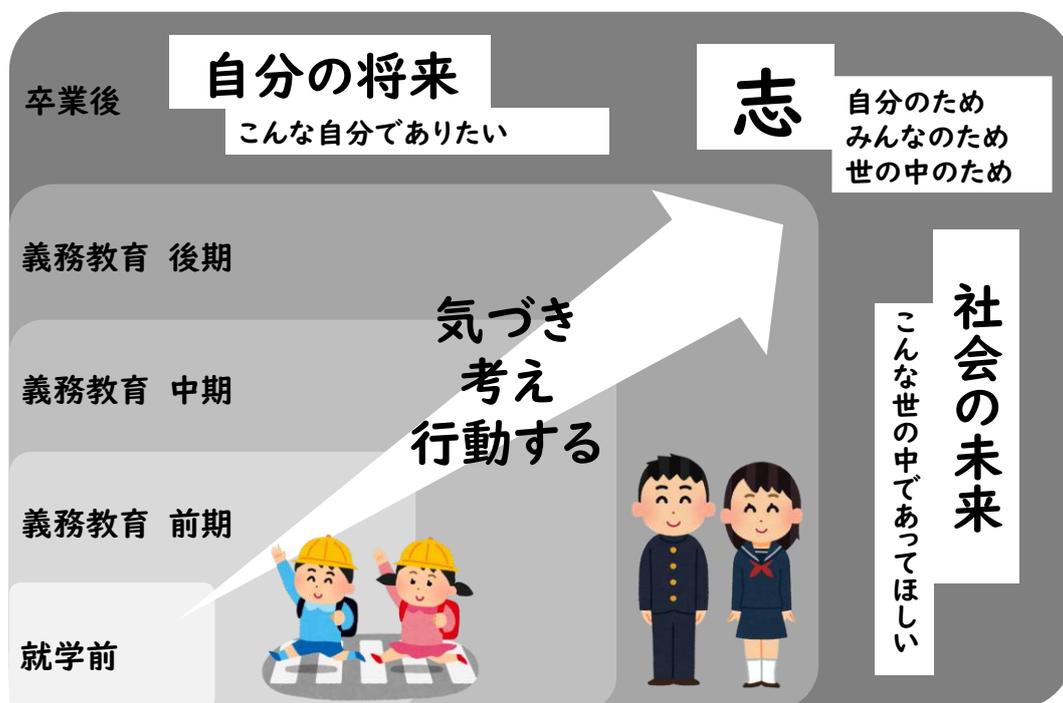
前期計画及び第Ⅱ期中小一貫教育推進期においては、第2期教育振興基本計画や学習指導要領の理念を踏まえ、「自立的に生き抜く力」、「協調的に生き抜く力」を育むこととし、めざす子ども像として「自立しかかわりを深める子ども」を掲げて取組を進めてきました。

後期計画では、前期計画での考え方を継承しつつ、第3期教育振興基本計画や新学習指導要領の理念も踏まえ、一人一人に「志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する力」を育むことを宗像市の学校教育における目標とします。

前期計画での「社会の変化に対応し、たくましく生き抜く学力・心・体力をもった子ども」、「人や地域を大切にし、助け合う心・思いやる心を高めていく子ども」を育てていくという考え方に加え、「他者のために」という気持ちや「自ら価値を創造していく」力を育むという思いをより込めた目標としました。本市でこれまで取り組んできた小中一貫教育による学園ごとの特色ある教育を通じて、社会と連携しながら、義務教育段階を修了した子どもが社会の一員として活躍できるよう、一人一人に「志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する力」を育てていきます。

宗像市学校教育の目標

一人一人に「志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する力」を育む



この目標を達成するために、就学前、義務教育前期（1年生から4年生）、義務教育中期（5年生から7年生）、義務教育後期（8年生、9年生）の発達の段階に応じて、子どもが、身の回りのひと・もの・ことと豊かにかかわりながら学ぶ場を提供します。

◇「志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する」とは

「志をもち」とは

自分のためといった自己成長や、みんなのため、世の中のためといった他者貢献に向かう思いや願いをもつこと

「自分の将来を創造する」とは

こんな自分でありたいという思いのもと、身の回りのひと・もの・こととのかかわりの中で、自己の在り方について、主体的に気づき、考え、行動すること

「社会の未来を創造する」とは

こんな世の中であってほしいという願いのもと、身の回りのひと・もの・こととのかかわりの中で、社会（地域・国・世界）の在り方について、主体的に気づき、考え、行動すること

◇「発達段階に応じた学び」について

志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する具体的な子どもの姿として、次に示すような就学前から義務教育後期段階に至る一般的な児童生徒の発達課題を踏まえ、各学校においては、児童生徒の実態を考慮し、各段階における児童生徒の教育目標・内容・方法を明確にして教育活動を推進します。

就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・愛着の形成（人に対する基本的信頼感の獲得） ・基本的な生活習慣の形成 ・道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実
義務教育前期 （1～4年生）	<ul style="list-style-type: none"> ・「人として行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成 ・自然や美しいものに感動する心などの育成（情操の涵養）
義務教育中期 （5～7年生）	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な思考への適応や他者の視点に対する理解 ・自己肯定感の育成 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養 ・集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成 ・体験活動の実施など実社会への興味・関心を持つきっかけづくり
義務教育後期 （8、9年生）	<ul style="list-style-type: none"> ・人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ、向上を図るなど自己の在り方に関する思考力の育成 ・社会の一員として自立した生活を営む力の育成 ・法やきまりの意義の理解や公德心の自覚

5 施策の展開

後期計画は、前期計画の核となる部分を継承し、国の第3期教育振興計画や時代の変化による重要度が高まった内容を取り入れ、以下のように組み替えを行いました。

子ども一人一人に「志を持ち、自分の将来と社会の未来を創造する力」を育成するという学校教育における目標を実現するため、小中一貫コミュニティ・スクールを基盤とし教育活動を充実させること、また教育活動を充実させるための教育環境を整えていくことの二つの視点で施策を進めていきます。

宗像市学校教育の目標

一人一人に「志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する力」を育む

目標達成のための5つの施策



施策1 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む

子ども育成課 世界遺産課 図書課 人権対策課
子ども支援課 文化スポーツ課 学校管理課 教育政策課

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査、宗像市立学校全校統一学力テストからは、全体的に学力向上の傾向がみられますが、学校間や学級間の格差、またどの学校でも成績上位者と下位者の2極化の傾向も見られるため、引き続き、結果と要因を分析し、学力向上に向けた取組につなげていく必要があります。

また、新学習指導要領に即した授業を意識し、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善が必要です。その中で、一人一台端末を活用した GIGA スクール構想の実現が求められています。

令和元年度の宗像市学習意識調査によると、小学校1年生から中学校3年生のすべての学年において、学校生活満足度は高い傾向にあります。

一方で、令和元年度の全国学習状況調査では、「自分にはよいところがある」と感じている子どもが、宗像市の小学校6年生では80.8%、中学校3年生では70.7%であり、特に中学校では全国や県に比べて低い傾向にあることが分かります。また、「学校のきまりを守っている」と答えた子どもは、小学校6年生では88.8%、中学校3年生では96.8%でした。

副読本「ふるさと宗像 BOOK」を使用し、世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」を令和元年度から本格実施しています。児童生徒が宗像に誇りや愛着を持ち、大切にしようとすることを目標に、世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」をより充実させていく必要があります。

学校教育では、道徳科を要としてすべての教育活動を通して、道徳性、人間性、社会性などの柱となる自他を大切にす心、相手に主体的にかかわる心、自立する心などを育成することが大切であり、今後も教科等との相互の関連を意識してカリキュラム・マネジメント^{※10}を進めていくことが必要です。

近年の状況から、朝の読書活動の時間をはじめ児童生徒が読書をする時間の確保が難しくなってきたことから、学校と家庭、地域が連携して、読書を楽しむ児童生徒を育てる取組を工夫していくことが必要です。

同和問題をはじめとする様々な人権問題や新たな人権課題等に対する人権感覚の育成が重視されています。社会の要請、地域の実態、子どもの発達段階に応じて、適切に個別的な人権課題を取り上げて、個別的な視点からのアプローチで人権教育の充実を図っていく必要があります。子どもが自分らしさや能力を発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるよう、啓発活動や指導をさらに充実させることが必要です。また、宗像市子ども基本条例^{※11}が掲げる子どもの権利について、啓発活動や学校での取組により、子どもに一定程度は認知されてきています。4つの子どもの権利を授業等において引き続き学習していくことで、子どもの自尊感情の向上につなげていく必要があります。

不登校や児童生徒の問題行動については、毎年一定数の報告があるため、引き続き、いじめをしない、許さない強い心、相手に対しての思いやりや生命を尊重する心など豊かな心の育成が求められています。

また、授業等において子どもの権利を学習し、自尊感情の向上につなげる必要があります。

さらに、社会のルールを守るなどの規範意識を身に付けさせるためには、家庭や地域での教育が大切です。家庭や地域がそれぞれの役割を果たしていくための啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

近年の社会状況、家庭環境から外遊びなどで体を動かす機会は減っており、日常的に運動をする習慣が身につけていない子どもが多くなっています。また、小学校では、社会体育^{*12}や民間のスポーツ教室などに入っている児童とそうでない児童、中学校では運動部に入っている生徒とそうでない生徒の体力の差が大きくなっています。国は、子どもの体力に関して昭和60年頃の水準を上回る目標としており、これらの現状を踏まえ、学校教育においては、特に体育科の授業において、運動することに意欲をもち、楽しく課題を克服していく指導計画や指導方法の工夫が必要です。体力の状況を的確に把握し、日常の運動習慣に結びつくような体力向上プランを作成し実践することが求められます。また、体を動かすことの大切さを家族全員で共有できるよう、家庭に理解を促す啓発活動等を展開する必要があります。

子どもの食生活の課題に、朝食摂取率の低下、栄養バランスのとれた食事をする割合の低下があります。子どもが心身ともに健康に成長するためには、家庭・地域と連携して食育を推進する必要があります。また、安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理を徹底し、食物アレルギー疾患のある児童生徒への対応を確実にを行う必要があります。

【取組内容】

(1) 学力の向上と学びに向かう力の育成

- ① 国・県の学力実態調査に加え、市立学校全校統一学力テストを実施し学習の定着度を把握するとともに、宗像市学習意識調査により子どもの学びに向かう力等について把握することで、次年度の授業や学級経営改善につなげます。
- ② 国・県・宗像市の学力実態調査の結果を分析し、各学園における学力や学びに向かう力等に関する課題に応じて学力向上プランを作成し、授業づくりや学級づくりの工夫・改善を進めます。
- ③ 学力向上支援教員^{*13}を配置し、少人数指導やきめ細やかな指導の充実を図ります。
- ④ 小中一貫コミュニティ・スクールを充実させ、学園の児童生徒の実態や地域、保護者の願いをもとに共通の教育目標や重点目標を設定し、三者が一体となって取組を進めます。また、家庭・地域と一体になった学力向上の取組に関する好事例を他学園に紹介し、市全体に広げていきます。

(2) 外国語教育の充実

- ① 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育てることをねらいとし、各学園にALTを配置するとともに、小中一貫教育の取組の中で系統だった外国語教育の充実を図ります。

(3) ICT活用教育の推進

- ① 一人一台タブレット端末などICT機器を効果的に活用した授業改善を進め、各教科等の学びを深めるとともに、情報モラルを含めた情報活用能力を育成します。
- ② 研修の実施及び福岡教育大学との連携による調査研究等を通して、教職員のICT指導能力やプログラミング教育の実践力を育成します。

*関連計画・指針等：宗像市立学校情報化推進計画

(4) 幼児教育と義務教育の連携による円滑な教育の充実

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員による連絡会や研修会を実施し、子どもの実態や保育・教育の実際について情報を交換することで連携を充実させます。
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園の年長児に対するアプローチカリキュラム^{※14}、小学校1年生に対するスタートカリキュラム^{※15}の編成・実施・評価により、幼児教育と義務教育の円滑な接続の実現を目指します。

(5) 体験活動等を通じた豊かな心の育成

- ① 各学園における豊かな心の育成、生徒指導上の課題に応じた具体的な改善策等を提案していきます。
- ② 学校や地域での体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する児童生徒を育成します。
- ③ 児童生徒が社会的・職業的な自立に向けて資質や能力を身につけていくことができるよう、地域の事業所等と連携したキャリア教育を行います。また、地域との連携や児童生徒の実態をふまえ、実施方法のあり方についても見直しを図ります。

(6) 地域への愛着を深めるふるさと学習の推進

- ① 自国の文化を学び、他国の多様な文化に触れる機会の充実を図ります。
- ② 宗像がもつ伝統、文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、ふるさと宗像について学び、考え、かかわり、広める世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」を通して、宗像というふるさとに誇りや愛着をもち、持続可能な社会の創り手としての意欲や態度をもつ児童生徒を育成します。

(7) 道徳教育・特別活動の充実

- ① 豊かな情操や規範意識、公共心、伝統や文化を尊重する心など、児童生徒の人格形成の基盤となる道徳性を育成するため、道徳科を要として教科等と関連したカリキュラムに基づく道徳教育の充実を図ります。
- ② 望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな人間性や社会性、自律性を備えた児童生徒を育成するため、特別活動の充実を図ります。

(8) 読書活動の充実

- ① 児童生徒に読書の楽しさを実感させ、言語力を育みながら読書習慣を身に付けさせます。
- ② 学校図書館機能の充実及び図書館の活用推進により、「読む力」と「調べる力」が身に付く環境を提供します。

* 関連計画・指針等：宗像市読書のまちづくり推進計画

(9) 人権教育の充実

- ① 人権感覚を育てるとともに、児童生徒の自尊感情を高め、自己的人権とともに他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図ります。
- ② 人権一般の普遍的視点からのアプローチとともに、具体的な個別的視点からのアプローチをもって、地域の実情や子どもの発達段階に応じた人権教育を進めます。
- ③ 宗像市子ども基本条例が掲げる4つの子どもの権利について、知識の普及と啓発を図ります。

* 関連計画・指針等：宗像市人権教育・啓発基本計画

(10) 生徒指導の充実

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめをしない、許さない心を育成します。
- ② 不登校児童生徒の減少、学校生活を楽しみに登校する児童生徒の増加、児童生徒の自己指導能力^{※16}の育成に向けて、小中教職員間の組織的な活動を推進します。
- ③ 生徒指導上の諸問題に対して、児童生徒への未然の指導支援、対処的な指導支援、事後の指導支援を重視し、生徒指導の視点に立った授業づくり^{※17}や家庭・地域と協力した取組・啓発に学園全体で取り組みます。

* 関連計画・指針等：宗像市いじめ防止基本方針

(11) 体育やスポーツを通じた体力の向上

- ① 各学園における体力向上の課題に応じて、体育科を中心とした学校教育での指導を工夫するとともに、具体的な体力向上プランを作成し実践することで運動習慣の定着につなげていきます。
- ② 関係各課及び関係機関と連携し、進んで運動に取り組み、楽しみながら体を動かす機会と情報を提供していきます。
- ③ 児童生徒へスポーツや運動を定着させる取組について、宗像市スポーツ推進計画の事業と協働し、推進します。

* 関連計画・指針等：宗像市スポーツ推進計画

(12) 食育の推進などによる健康な体づくり

- ① 地場産物を積極的に使用した学校給食を提供し、また、授業や学校給食を通して食育を行うことにより、心身ともに健康な子どもを育成します。
- ② 地域の人から野菜作りや郷土料理を教わるなど家庭・地域と連携して食育を推進し、地域への愛着や自然の恵み、勤労の大切さを知り、感謝の気持ちをもつことができるようにします。

* 関連計画・指針等：第2次健康むなかた食育プラン

- ③ 厨房機器の計画的な更新など給食室の維持管理及び衛生管理を徹底し、食物アレルギー疾患のある児童生徒への対応を確実に行うことで、安全・安心な学校給食を提供します。

(13) 諸教育の推進

- ① 以下に示す諸教育について、児童生徒の発達の段階に応じた指導計画を作成し、関係各課及び関係機関や地域・家庭等と連携して、意図的・計画的な教育を推進します。
- ・健康教育 ・環境教育 ・防災教育 ・主権者教育
 - ・消費者教育 ・福祉教育 ・国際理解教育 など

施策2 地域を基盤にグローバルに活躍する力を育む

子ども育成課 世界遺産課 教育政策課

【現状と課題】

グローバル化が進展する中、将来さまざまな分野で中核的な役割を果たしていく、グローバルに活躍する人材^{*18}を育成していくことが必要です。また、新学習指導要領への移行に伴い、令和2年度より小学校高学年では外国語が教科化されました。

そのため、『聞く・読む・話す・書く』の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ることのできる「英語が使える宗像の子」の育成を図るための授業改善を進めていくことが必要です。

また、グローバルに活躍するには、外国の文化を理解するとともに、自国やふるさと宗像の歴史や文化を理解し、愛着を深め発信していく力を育むことが大切です。

【取組内容】

(1) 外国語教育の充実【再掲】

- ① 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育てることをねらいとし、各学園にALTを配置するとともに、小中一貫教育の取組の中で系統だった外国語教育の充実を図ります。

(2) 地域への愛着を深めるふるさと学習の推進【再掲】

- ① 自国の文化を学び、他国の多様な文化に触れる機会の充実を図ります。
- ② 宗像がもつ伝統、文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、ふるさと宗像について学び、考え、かかわり、広める世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」を通して、宗像というふるさとに誇りや愛着をもち、持続可能な社会の創り手としての意欲や態度をもつ児童生徒を育成します。

(3) 関係機関等との連携・協働による体験活動の充実

- ① 学校・地域・外部機関等と協働し、イングリッシュ・キャンプなど他国の文化に触れる様々な体験活動や国際交流の場を提供し、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

(4) 第2期グローバル人材育成プランと協働した事業や教育活動の充実

- ① 第2期宗像市グローバル人材育成プランで、目指すべきグローバル人材像として掲げている「お互いを尊重し、そうぞう力を持って、世界とコミュニケーションができる」力を生涯を通して育んでいくため、義務教育9年間では同プランで示した事業を学校の教育課程に位置づけたり、小中連携や小中連携に結び付けたりするような事業を推進します。
- ② 各教科等の中でグローバル人材の育成に向けた国際理解学習、キャリア学習などを推進していき

ます。

* 関連計画・指針等：第2期宗像市グローバル人材育成プラン

施策3 多様なニーズに対応した教育を提供する

子ども支援課 教育政策課

【現状と課題】

市立学校において、特別支援学級在籍児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒は年々増加しています。さらに、通常学級においても、特別な配慮を要する児童生徒が増加していることから、すべての教職員が特別支援教育に対する専門性を高めることが求められています。そのため、合理的配慮の提供について、すべての教職員の理解と実践力を高めるための研修等の手立てが必要です。

また、特別な配慮や支援が必要な児童生徒の増加、インクルーシブ教育^{※19}の推進を受け、今後は教育環境の整備や教育内容についても一層の工夫・改善が必要となってきます。

就学先の決定については、子ども自身にとって最も適切な学びの場となるよう、特別支援教育の理念を踏まえながら、保護者の意見、教育・医学等の専門的意見、学校や地域の状況等を総合的に判断しています。（就学先を判断するための）就学相談の件数は年々増加しており、関係機関との連携強化を含め、その実施方法を工夫する必要があります。

支援を要する子どもについては、保育所・幼稚園・認定こども園の就学前の段階から小学校、そして中学校へ、子どもの学校・家庭での生活状況等の情報を確実に引き継ぐ取組を進めることが重要です。

さらに、不登校児童生徒や外国人児童生徒など様々な支援を必要とする児童生徒への配慮が求められており、個に応じたきめ細やかな指導や支援を充実させていく必要があります。

子どもの権利侵害からの救済・回復を支援する機関として、平成25年4月に設置したむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」^{※20}について、引き続き窓口の周知に取り組み、学校や友達、家族、生活のことなど、子どもが安心して悩みを相談できる体制を充実する必要があります。

【取組内容】

(1) 特別支援教育の充実

- ① すべての児童生徒が適切な指導や学習の機会が得られるよう、特別支援教育コーディネーター^{※21}を核とした校内特別支援教育推進体制を確立します。特別支援学級と通常学級の連携、通級指導教室と在籍学級の連携を強化するとともに、個別の教育支援計画や指導計画をもとに、情報を共有し、一人一人に応じた指導・支援の方法を検討できる体制を構築します。また、すべての教員が特別支援教育の視点をもって教育活動を行うために、教職員に向けて研修を実施します。
- ② 特別支援教育アドバイザー^{※22}を教育委員会に配置し、特別支援教育コーディネーターへの指導や支援を行うとともに、特別支援教育の視点から学級運営や授業改善に向けての指導や支援、校内研修への支援を行います。また、就学相談を希望する児童生徒に関する学校への面談・聞き取りを行い、児童生徒の実態に応じた就学につなげます。
- ③ 支援を必要とする児童生徒へきめ細やかな支援が行き届くよう、特別支援教育支援員^{※23}を学校に配置するとともに、タブレットを活用した指導を行います。

- ④ 通級指導教室における指導の終了目標を保護者や通級指導教室担当者、在籍学級担当とともに明確に設定し、通級指導教室での支援が必要なすべての児童生徒を学校全体で支援する体制を構築します。

(2) 個に応じたきめ細やかな指導体制の整備

- ① 市立学校に専門的資格を有するスクールソーシャルワーカー^{※24}を派遣し、不登校や教育環境の改善を図ります。
- ② 適応指導教室に通う子どもの学習意欲の向上や対人関係の改善を図り、自立を促すために、集団適応指導、生活習慣指導、学習指導を行うとともに、保護者に対する教育相談や支援を実施します。また、市立学校に在籍する不登校の子どもに関する情報を共有し、学校と連携しながら通室に繋げるための働き掛けを行います。
- ③ 少人数学習の指導や特別な支援を必要とする子どもに対し、学力向上支援教員の配置や放課後学習ボランティアを活用し、きめ細やかな指導及び個に応じた指導を行います。
- ④ 日本語を母語としない外国人児童生徒に対し、外国語が堪能な福岡教育大学の学生や留学生などを中心とする学校支援ボランティアや日本語指導教員を配置・活用して授業や学校生活での支援を行い、学習環境の改善を図ります。

(3) 関係機関等との連携推進

- ① 学校、保護者、関係機関など地域全体での連携をさらに強化して子どもの支援を行い、通常学級や特別支援学級、通級指導教室、適応指導教室等、多様な学びの場を整備します。
- ② 県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談や高い専門性を活かした研修の実施を支援します。
- ③ 福岡教育大学との連携により、高い専門性を活かした研修の実施につなげるとともに、関係機関と連携し、福岡教育事務所管内の巡回相談を活用し、校内・学園研修会の支援を行います。
- ④ 宗像市発達支援センターとの連携により、児童生徒の実態把握に努め、一人一人の実態に応じた指導・支援を検討します。

(4) 教育相談体制の充実

- ① 教育委員会に、保護者及び地域からの相談に対応する教育相談員を配置するとともに、子ども相談支援センターや適応指導教室等と連携することで、学校の学習指導や生徒指導上の問題、学校経営等の課題の早期対応、早期解決を図ります。
- ② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の周知に取り組み、子どもが安心して悩みを相談できる体制の充実を図ります。
- ③ 中学校を中心に、専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー^{※25}等として配置し、学校における教育相談機能を高めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と連携して対応していくことで、生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応や早期解決を図ります。

教育活動を支える小中一貫コミュニティ・スクールの推進

(1) 小中一貫教育のさらなる充実

本市では、平成18年度から小中一貫教育を開始し、9年間での一貫したカリキュラムに基づく教育を進めてきました。平成26年度までの第Ⅰ期小中一貫教育推進期では、小中学校が課題を共有し、共通の目標及び手立てを掲げ、協働して教育活動を推進しました。平成27年度以降の第Ⅱ期小中一貫教育推進期では、第Ⅰ期の成果の上に立った学園ごとの小中一貫教育の特色化や学校・家庭・地域の協働による小中一貫教育の充実を進め、第Ⅰ期の教育活動がさらに強化されました。

***第Ⅱ期小中一貫教育の成果と課題は資料編に掲載しています。**

第Ⅱ期小中一貫教育推進期間では、具体的な取組として、9年間での一貫した指導、小小・小中合同での行事や研究会、校務会議等の実施や兼務教員の発令等を行ってきました。今後は、これらに加え、学園が一体となった学力向上の取組、生徒指導の対応、不登校の未然防止や解消に向けた取組、学園（学校）と地域との関わりの強化など、小中一貫教育をさらに充実させるための取組を進めます。

(2) 小中一貫コミュニティ・スクールの目的

学園（学校）が、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開していくため、保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンを持って、同じベクトルで日々の教育活動を進めていく体制を整える。

急激な社会の変化に伴い、学校と地域・家庭を取り巻く課題は、より複雑化、多様化しています。そのような中、学校と地域がそれぞれ抱える課題を解決していく一つの手立てとして、国は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な推進を目指しています。これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開することが求められています。保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、日々の教育活動を進めていく必要があります。

本市においては、これまで学校運営評議委員会^{※26}を設置して、学園が地域や家庭の意向を反映し、その協力を得ながら教育活動を推進してきました。今後は、学園の教職員や多くの地域住民、保護者が当事者意識をもって地域の子どもの教育に関わり、社会の担い手、未来の創り手となる子どもを育てていくことを目指してコミュニティ・スクールを導入し、これまでの小中一貫教育を基盤とした小中一貫コミュニティ・スクールを推進していきます。

小中一貫教育のさらなる充実

同じ中学校区にある小中学校を一つの学園とし、義務教育9年間の共通目標の設定と一貫したカリキュラムに基づき、小中一貫教育を進めてきました。今後はこれまでの成果と課題を踏まえ、学園一体となった取組を推進し、小中一貫教育をさらに充実させていきます。

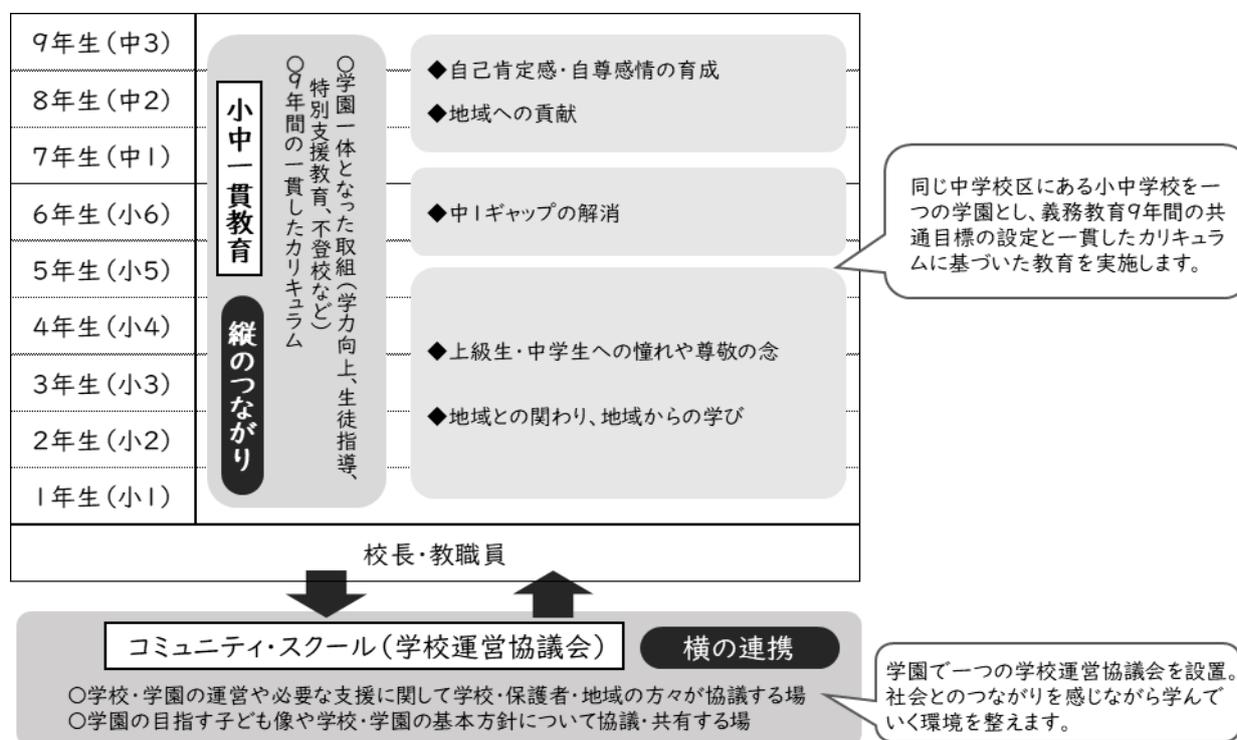
コミュニティ・スクールの導入

これまでは学校運営評議委員会を設置し、学園が、地域や家庭の理解や協力を得ながら教育活動を推進してきました。今後は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域の子どもを育てていくために、学園だけでなく、地域や保護者と協働し、総がかりで子どもの学びを支えていきます。

小中一貫コミュニティ・スクールへ

小中一貫教育で9年間の「縦のつながり」を、コミュニティ・スクールで地域や家庭との「横の連携」を強化し、双方を一体的に推進することで、施策をより効果的に進めます。

◇小中一貫コミュニティ・スクールのイメージ



(3) 小中一貫コミュニティ・スクールで期待される効果

◇子どもにとっての効果

- 小小・小中間の交流や兼務教員等による小中間の教職員の関わりにより、中学校進学への安心感が高まり、中1ギャップの解消につながります。
- 学園で小学生と中学生が関わることで、上級生への憧れや尊敬の念が育まれたり、下級生との関わりを通して自己肯定感や自尊感情が高まったりします。
- 学校にとどまらず、社会とのつながりの中で学ぶことで、9年間の学びが社会や自分の将来とつながっていることを実感でき、自分の力で人生や社会をよりよくできるという思いをもつことにつながります。このことは、変化の激しい社会において、子どもが困難を乗り越え、未来に向かって進む原動力になります。

◇学園（学校）にとっての効果

- 小中の教職員が交流することで、授業力の向上が期待できます。
- 小中一貫教育を核として進めてきた学園の教育活動に、地域や家庭の協力による教育資源が加わり、教育の効果が高まります。また、地域住民や保護者と協働することは、教職員一人一人の識見を広げるとともに、地域における学校の役割の再認識につながります。さらに、地域の将来を見据えた特色ある学園（学校）づくりにつながります。

◇地域にとっての効果

- 学園（学校）の教職員や保護者と協働し、地域に居住する子どもの教育に地域ぐるみで携わることで、地域のネットワークがさらに広がり、地域力を高めることにつながります。そして、何より子どもが自分の住む地域を知り、関心をもつようになります。

◇家庭にとっての効果

- 学園（学校）への支援や家庭の教育力の向上を目的とした活動の現状や課題を学園（学校）や地域と共有することで、地域における子育て世代に対する理解が深まり、子育てに係る不安解消や家庭教育や子育て支援が期待できます。その結果、家庭の教育力がさらに高まり、子どもの基本的な生活習慣の定着が促されます。

(4) 小中一貫コミュニティ・スクールの導入及び推進について

小中一貫教育については、9年間での一貫した指導、小小・小中合同での行事や研究会、校務会議等の実施や兼務教員の発令等、これまで行ってきた取組を引き続き行うとともに、学園が一体となった学力向上の取組、生徒指導の対応、不登校の未然防止や解消に向けた取組、学園（学校）と地域との関わ

りの強化など、小中一貫教育をさらに充実させるための取組を進めます。

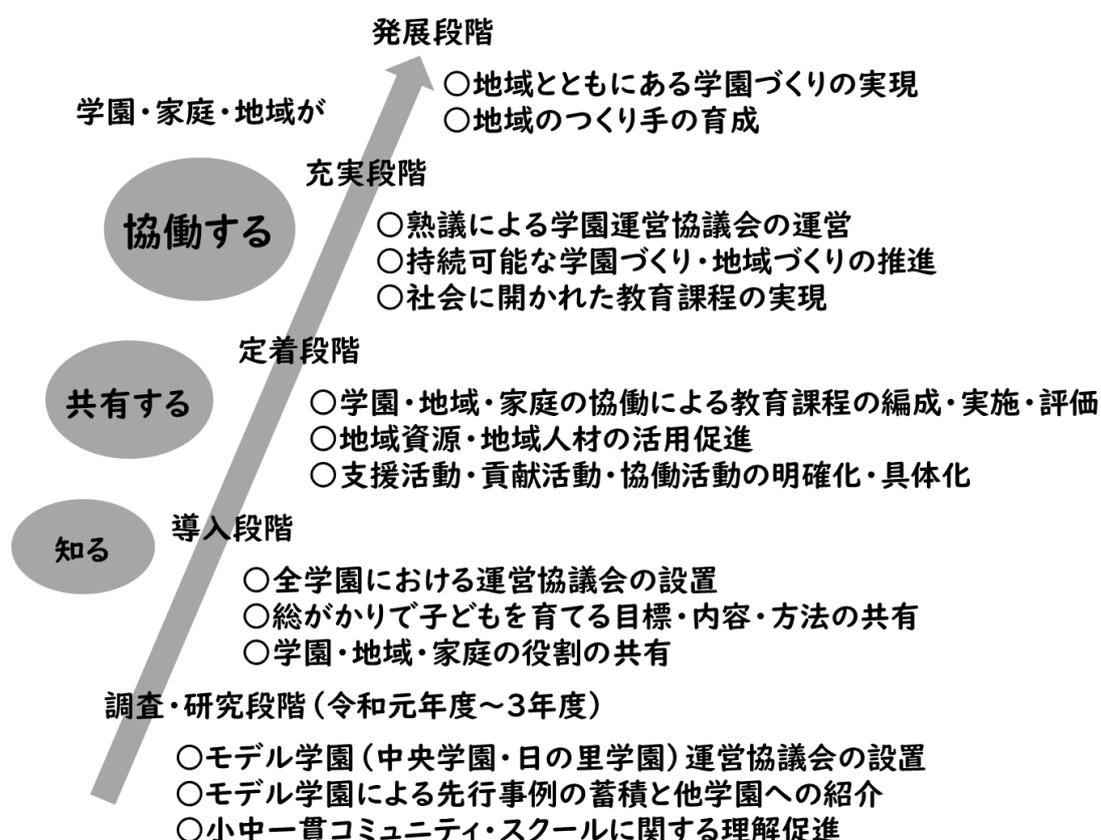
併せて、これまでの小中一貫教育を基盤として学園ごとに学園運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。学園運営協議会での協議を通して、学園、地域、家庭が目指す子ども像や学園（学校）像など、目標やビジョンを共有することで、パートナーとしての連携・協働につなげます。

すでに令和元年度から中央学園、日の里学園をモデル学園として学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入しました。城山学園、学びの丘学園、かとう学園、玄海学園、大島学園については、令和4年度に学園運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを開始する予定です。

これに向けて、教育委員会では、小中一貫コミュニティ・スクールの推進のための庁内体制の整備を進めるとともに、コミュニティ・スクールをスムーズに導入できるよう「宗像市小中一貫コミュニティ・スクールの手引き（学校・教職員版）」を作成し、周知していきます。また、モデル学園運営協議会の公開による先行取組の紹介を行い、他学園に積極的に情報を提供していきます。

コミュニティ・スクールの推進に際しては、次の図のような段階を経て、地域とともにある学園づくりを目指します。そのため、推進段階に応じて、地域住民や保護者への周知や学園運営協議会委員への研修会等を実施します。

◇小中一貫コミュニティ・スクールの推進計画



施策4 学校の組織力向上を推進する

子ども育成課 学校整備プロジェクト室 教育政策課

【現状と課題】

学校の日や土曜授業による授業公開や学校運営評議委員会・学園運営協議会による学校関係者評価などを通して、開かれた学校づくりが推進され、学校経営の充実を図ってきましたが、学校経営目標を児童生徒の姿で具現化していく組織マネジメントについては、まだ十分とはいえません。学校経営を充実させるためには、明確で、保護者や地域に分かりやすい経営目標とその達成に向けた方策をPDCA サイクル^{※27}で評価・改善する学校力をつけるとともに、職員一人一人の参画意識や能力発揮というスタッフ機能を向上させる経営が各学校に求められます。

保護者などから学校に寄せられる相談や要望は年々多様化しています。様々な相談・要望に対して、適切に対応する「組織力」の強化に向けて、校長のリーダーシップの向上や機能的な組織体制づくりが必要です。

さらに、自立的な学びにつなげていく学習指導力、良好な人間関係づくりができる学級経営力、家庭学習習慣の形成について、家庭や地域に積極的に協力を求める調整力など、教師の資質能力をさらに向上させていく必要があります。

児童生徒の安全対策については、災害、不審者、食中毒や感染症、児童生徒の問題行動や行方不明・交通事故、教職員の不祥事等への対応など危機管理に対する職員の意識や対応能力をさらに高めていく必要があります。

児童生徒の学習環境については、学力向上支援教員や特別支援教育支援員を継続的に配置し、多様なニーズに対応できる支援体制を整備しています。また、家庭も地域もともに、読み聞かせや丸つけ、補充学習などのボランティアなど、学校の教育活動に協力的です。さらに、寺子屋事業などを通して、コミュニティ運営協議会を中心に、子どもを育てる環境が整ってきています。今後は、小中一貫コミュニティ・スクールにより学園（学校）内での学習指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域と協働して子どもの学習環境を整えていく必要があります。

【取組内容】

(1) 学校組織マネジメントの充実

- ① 学校の経営課題、教育課題の解決に向けて、全教職員が情報と目標を共有し、組織的に対応できるよう、管理職のマネジメント力の向上を図ります。
- ② 宗像市立学校教職員働き方改革取組指針に基づき、業務の精選・効率化や勤務時間管理の徹底を行い、学校への支援・改善策を提案・実施します。教職員が限られた時間で専門性を発揮しながら、学習指導や学級経営、生徒指導といった子どもと向き合う時間を確保できるよう、積極的に支援し

ます。

*** 関連計画・指針等：宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**

宗像市立学校教職員働き方改革取組指針

- ③ 福岡教育大学や日本赤十字九州国際看護大学等の実習生の受け入れ等を通して、学校力、教師力を高めていきます。

(2) 学校評価システムの充実による信頼される学校づくりの推進

- ① 評価方法、評価時期、評価結果の活用を明確にした学校評価計画を立て、学校の自己点検、自己評価を充実させます。
- ② 各学園に設置された学校運営評議委員会や学園運営協議会が学校や学園の運営改善に機能するよう、運営方法や評価内容・方法、公表について改善していきます。

(3) 教職員の資質・能力向上に向けた計画的・体系的な研修の推進

- ① 人間性に優れ、専門性、使命感・責任感・愛情をもって、家庭や地域と協働しながら子どもに向き合う教職員を育成します。
- ② 経験年数や職能成長、校務分掌上の役割等に応じ、年間を通じて、計画的・体系的な研修を推進し、教職員の資質能力の向上を図るとともに、福岡教育大学等と連携した研修会や研究プロジェクトにより、専門的な知識・技能の習得を図ります。
- ③ 宗像地区教育研究所での調査研究を通して、研究所員としての実践的指導力の向上を図るとともに、調査研究の成果を広げることで、教職員の経営力・組織力・指導力の向上を図ります。

(4) 危機管理体制の充実

- ① 学校で起こりうる様々な危機について、教育委員会と学校が連携し、適切に対応できる体制を整えます。

(5) より良い学習環境の整備【一部再掲】

- ① 小中一貫コミュニティ・スクールにより、小中間での連携や地域・家庭と連携・協働することで、学校組織や指導体制の充実を図ります。また、コミュニティ運営協議会を中心とした寺子屋事業への支援など、地域学校協働活動とつなげていけるよう支援を充実させていきます。
- ② 小中一貫教育の推進や少人数指導等の充実及び特別支援教育の推進など、児童生徒の学びや成長を支援するために、学園コーディネーター^{※28}や学力向上支援教員、特別支援教育支援員等の人的配置や地域人材を活用した学校支援ボランティア事業を継続し、きめ細やかな指導体制の充実を図ります。
- ③ PTA やコミュニティ運営協議会と連携し、家庭教育学級を開設するなど、家庭・地域の教育力を向上する活動を推進するとともに、地元企業や事業所、市民活動団体等との連携により、多様な学びの機会を提供していきます。
- ④ 福岡教育大学及び教職大学院との連携により、教職員の経営力・授業力、学校の組織力の向上を図り、よりきめ細やかな指導体制を構築します。特に隣接する城山学園を「連携拠点校」と位置づけ、連携強化を図ります。

施策5 安全・安心で質の高い教育環境を整える

学校管理課 学校整備プロジェクト室 教育政策課

【現状と課題】

学校の施設整備については、安全確保及び施設機能の向上に向け、学校施設の大規模改修、校舎屋根材葺替、エレベーター設置、空調設備整備、体育館天井耐震化等の工事等、維持更新、整備を進めてきました。今後も、市のアセットマネジメント^{※29}推進計画、学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえた、計画的な施設整備が必要です。

児童生徒数の変化を踏まえ、将来にわたり子どもにとっての望ましい教育環境のあり方を見据えて、学校の規模や配置の適正化を進める必要があります。

【取組内容】

（1）安全・安心な学校施設の整備

- ① 市のアセットマネジメント推進計画、学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、計画的に維持更新を図るとともに、環境に配慮した施設整備を推進します。

* 関連計画・指針等：宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画

（2）より良い教育環境の整備【一部再掲】

- ① ICT環境整備を推進します。校務支援ソフト等の効果的活用を進めることにより、校務運営の効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

* 関連計画・指針等：宗像市立学校情報化推進計画

（3）学校規模の適正化

- ① 学校規模及び学校配置の適正化について、対象となる学校を含む学園ごとの個別計画を策定し、児童生徒の学習環境や地域への影響、施設整備の在り方等を踏まえ、具体的かつ実践的に検討していきます。

* 関連計画・指針等：宗像市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針

6 計画の進め方

- 本計画を効果的かつ着実に推進するため、毎年度実施している教育委員会事業の点検・評価を活用し、進行管理を行います。そこで明らかになった成果と課題を次年度以降の事業に生かしていきます。
- 本計画の推進にあたっては、より効果的な取組となるよう、他部局の関連する計画と連携を図るとともに、関係機関との連携も積極的に図ります。併せて、「地域とともにある学校」づくりを念頭に、地域・家庭と連携しながら、計画の推進に当たります。
- 本計画で示した施策の具現化を図るため、宗像市学校教育重点アクションプランを毎年度作成します。宗像市学校教育重点アクションプランでは、1年から数年単位の比較的短期間で重点的に推進すべき内容を焦点化し、推進計画とロードマップに基づく、見通しを持った研修、取組、評価等を行い、着実に目標を達成していくことで、本計画の実現につなげます。

資料編

- 前期計画の成果と課題
- 第Ⅱ期小中一貫教育の成果と課題
- 用語解説

前期計画の成果と課題

前期計画では、「自立しかかわりを深める子ども」の育成を目標に、以下の7つの施策に重点的に取り組んできました。施策ごとに前期計画期間での成果と課題を振り返りました。

◇前期計画における7つの重点施策

- 施策1 家庭・地域と協働する小中一貫教育の推進
- 施策2 確かな学力を育む教育活動の充実
- 施策3 豊かな心を育む教育活動の充実
- 施策4 健やかな体を育む教育活動の充実
- 施策5 教育的ニーズに応じる特別支援教育の充実
- 施策6 教職員の人材育成・学校の組織力の向上
- 施策7 安全・安心な学校づくりの推進

施策1 家庭・地域と協働する小中一貫教育の推進

【取組と成果】

- 学園毎に学校運営評議委員会を年間5回程度開催し、児童生徒の実態を地域と共有しながら小中一貫教育を推進することで、学園と地域が協働する活動が充実しました。
- 児童生徒を中心に、小中間、学園・地域・家庭が縦横に連携して教育活動を推進することで、児童生徒の学力が全国平均を上回った状態で安定し、自己肯定感が年々高まってきました。
- 幼稚園・保育園・認定こども園の園長と小学校長が交流することで、互いの教育活動の成果や課題が共有され、インクルーシブ教育の実現といった共通目標が図られました。
- 年長児の担任と小学校1年生の担任の情報交換を通して、一人一人の児童の実態や有効な支援が、保・幼から小学校へと引き継がれ、子どもの自己実現に向けた教育活動が充実しました。
- 年長児に対するアプローチカリキュラムや1年生のスタートカリキュラムを整えることで、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の円滑な接続が図られました。
- 施設一体型小中一貫教育校としてのこれまでの取組を踏まえ、義務教育9年間の更なる質の向上や特色ある教育を目指し、平成30年度に義務教育学校宗像市立大島学園を開校しました。
- 小中一貫教育から小中一貫コミュニティ・スクールへと充実・発展させていくために、これまでの成果と今後の方向性について、コミュニティ協議会会長会、各校の学校運営評議委員会、各校のPTA総会等で説明を行うとともに、地域や家庭に対する理解や協力を求めました。

【取り組むべき課題】

- ◇新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」の実現のための、学校と社会の連携・協働のさらなる推進
- ◇コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など国が進める制度の有効機能化
- ◇宗像市版小中一貫教育のさらなる発展

施策2 確かな学力を育む教育活動の充実

【取組と成果】

- 全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査、宗像市統一学力テストの結果とその要因を、教育委員会と各学校が互いに分析し情報を共有することで、児童生徒の学力を向上させる具体的な取組が充実しました。
- 種々の学力調査の結果を家庭や地域に公表し、それぞれが果たすべき役割について協議することで、家庭学習の重要性が認識されるとともに、計画的に学ぶ場が地域や家庭でも充実してきました。
- 電子黒板等の ICT 機器の整備、ICT 指導員・ICT 支援員^{※30}によるサポート体制を充実させて ICT を活用した授業づくりを進め、教科等の学びを深めるとともに、情報活用能力を育成することができました。
- 福岡教育大学との連携による合同研究等を活用した研修を行うことで、ICT指導の牽引役となる人材の育成と ICT の効果的活用が推進されました。
- 校務支援ソフト等の導入により、校務運営の効率化と区内での作業の統一化が図られました。
- 新学習指導要領への移行をふまえ、小学校高学年に A L T を重点的に配置するとともに、小学校において研修会を実施しました。外国語教育の小中における円滑な接続を進めるために、小中外国語教育担当者による授業実践研修会を実施しました。
- コミュニケーション能力と外国語活動の学習意欲の向上を目的としたイングリッシュ・キャンプを実施しました。
- 福岡教育大学及び教職大学院と連携し、実習生の受け入れや共同研究プロジェクトを進めました。
- 福岡教育大学との教育連携強化を目指し、令和元年度は推進会議等を立ち上げて、連携体制や連携内容について協議を進めました。

【取り組むべき課題】

- ◇新学習指導要領に対応した授業改善の継続
- ◇GIGA スクール構想のためのソフト、ハード両面での継続的な対応
- ◇学力のみではなくグローバルに活躍するための能力の育成

施策3 豊かな心を育む教育活動の充実

【取組と成果】

- 礼儀や規律を重んじ、自他を認め、社会の一員としての自覚をもった子どもを育むため、ワクワク

WORK^{※31}などの体験活動の充実を図りました。

- 平成30年度には宗像市において世界遺産学習全国サミットを開催し、全国の子どもの交流を通して、ふるさとの理解を深めました。さらに、副読本「ふるさと宗像 BOOK」の作成を行い、世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」を令和元年度から本格的に開始しました。
- 学校司書を中心に、図書（文化）委員会の児童生徒とともに様々な図書館行事を行い、積極的に読書活動を推進しました。
- 児童生徒の読書を推進し読書習慣の形成を図るため、「朝の読書活動の時間」を実施しました。平成29年度に小・中学生に読んでほしい「おすすめ本リスト」（追加版）を作成するとともに、「図書の時間」等でリストの本の読み聞かせやブックトークをして活用・紹介しました。また、児童生徒が自ら読書推進の役割を担う小学生読書リーダー及び中学生読書サポーターを養成し、学校で読書の楽しさや大切さを伝える活動を行いました。
- 学習単元に必要な図書資料を収集し授業時に提供するとともに、「図書の時間」等で資料の探し方や使い方を指導して読書及び調べ学習を支援しました。また、児童生徒のアクティブ・ラーニングを推進するため、宗像市図書館を使った調べる学習コンクールを開催しました。
- 平成25年4月にむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を設置し、子どもが直接相談員に相談できる体制を整備しました。
- 「宗像市子どもの権利の日^{※32}」がある11月に、宗像市子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を行うなど、子ども基本条例に基づく啓発事業を実施しました。宗像市教育ハンドブックに「宗像市子ども基本条例に基づく取り組みについて」を掲載し学校への周知を行うとともに、以下の啓発事業を市立学校で実施しました。この取組により、宗像市子ども基本条例が掲げる子どもの権利について、子ども達に一定程度は認知されてきました。特に、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の子どもの認知度は95.6%と非常に高くなりました（平成30年度「ハッピークローバー」アンケート調査結果）。
 - ・「11月20日は宗像市子どもの権利の日」のぼり旗を作成し、市立学校において11月中掲出しました。
 - ・宗像市子ども基本条例パンフレット（子ども版）を作成し、市立学校の全児童生徒へ毎年配付しました。平成30年度にはパンフレットを刷新し、より効果的な周知啓発に努めました。
 - ・市立学校での朝の会、帰りの会、ホームルーム、全校集会、学年集会、校内行事、全校放送、職員研修等で児童生徒教職員へ周知しました。
- 市内すべての中学校にスクールカウンセラーを派遣しました。また、教育委員会に教育相談員を配置し、地域や保護者からの学校に関する相談・要望等に対応してきました。

【取り組むべき課題】

- ◇新学習指導要領に対応した授業改善の継続【再掲】
- ◇グローバルに活躍するための能力育成の視点も含めた「ふるさと学習」の推進
- ◇様々なニーズに応える相談体制の充実

施策4 健やかな体を育む教育活動の充実

【取組と成果】

- 学校給食において、直売所や漁協と協力して地場産物を積極的に活用して、栄養バランスのとれた学校給食の提供を行いました。また、学校での食育を通して、子どもが食に対する興味や理解を深め、感謝の気持ちを持つことができました。
- アレルギー対応マニュアルの改訂、厨房機器の計画的な更新を行い、安全・安心な学校給食を提供しました。

【取り組むべき課題】

- ◇新学習指導要領に対応した授業改善の継続【再掲】
- ◇安全・安心でおいしい給食の提供と健やかな体を育む食育の継続
- ◇体力向上プランに基づく体育活動の継続

施策5 教育的ニーズに応じる特別支援教育の充実

【取組と成果】

- 特別支援教育担当者の研修会を実施し、校内支援体制の確立のため、特別支援教育コーディネーターの育成を図るとともに、支援を要する児童生徒の情報や個に応じた指導の在り方を共有し、個別の教育支援計画・個別の指導計画の適切な作成と効果的活用を進めました。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援を充実させるため、特別支援学級へタブレット端末を配置しました。
- 教育委員会と通級指導教室の担当者との連絡会を定期的に開催し、情報の共有を行いました。また、就学時の接続を円滑に行うため、通級指導教室の担当者とのぞみ園との情報交換会を行いました。

【取り組むべき課題】

- ◇特別支援教育の充実に向けた継続した取組
- ◇様々なニーズに応える相談体制の充実【再掲】

施策6 教職員の人材育成・学校の組織力の向上

【取組と成果】

- 教職員の時間外勤務に係るガイドラインや働き方改革取組指針を策定しました。出退勤管理システムの導入による時間外勤務の把握に着手するとともに、夏季及び冬季休業期間における学校閉庁日の設定や留守番電話の設置など働き方改革に向けた取組を始めました。
- 教職員の負担軽減や保護者等との連携、生徒の安全確保を目的に、平成31年1月に宗像地区学校部活動ガイドラインを策定しました。
- 教育委員会主催研修の回数や内容を見直し、全体の回数を減らすとともに、人材育成に関する研修内

容を充実させました。

【取り組むべき課題】

- ◇教職員の働き方改革や人材育成の継続
- ◇管理職による学校組織マネジメントの充実

施策7 安全・安心な学校づくりの推進

【取組と成果】

- 学校で起こりうる様々な危機について、各校で危機管理マニュアルを作成し、全教職員で共通理解を図り、適切に対応できる体制を整えました。
- アセットマネジメント推進計画に基づき、赤間西小学校、地島小学校、河東中学校の大規模改造工事を行い、施設の長寿命化を図りました。
- 市立学校体育館照明等耐震化、擁壁補強工事などを行い、児童生徒及び学校関係者の安全性を確保しました。
- 日の里東小学校、河東小学校のエレベーター設置、玄海東小学校のトイレ洋式化、市立学校の普通教室への空調設備設置など、児童生徒の学習環境の質的向上を図りました。
- 学校に学園コーディネーター、学力向上支援教員、特別支援教育支援員を配置するとともに、学校支援ボランティアの積極的な活用を促し、児童生徒の学習環境を充実させました。
- 平成29年10月に「宗像市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針」を策定しました。

【取り組むべき課題】

- ◇学校施設の定期的な補修、適正管理
- ◇ICT機器を含めた教育設備の充実
- ◇学校規模の適正化の検討

第Ⅱ期小中一貫教育の成果と課題

(1) 目的

第Ⅰ期小中一貫教育の推進期間において、児童生徒の課題解決に向けて取り組んできた中学校区での小中一貫の取組の特色化を一層促進し、それによる新たな課題を克服します。

具体的には、中学校において、共通の教育目標や重点目標を設定し、教育課程を編成・実施・評価するとともに、それらを支える組織・経営・学習指導等の効果的な継続を図ります。その際、教育目標や重点目標に達成度を測る成果指標を位置づけ、小中の組織の協働性を活性化させるとともに家庭・地域との連携を充実させることで、児童生徒に生きる力を育み、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを進めます。

(2) 推進状況

宗像市では第Ⅱ期小中一貫教育基本方針に基づき、第Ⅱ期小中一貫教育に取り組んできました。第Ⅰ期からの各学園・各校の小中一貫教育の推進状況は、以下のとおりです。

	第Ⅰ期小中一貫教育										第Ⅱ期小中一貫教育				
	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元	
大島学園	研究指定 H20発表		推進							研究指定 H28発表	推進	義務教育学校 大島学園			
日の里学園	研究指定 H20発表		推進							研究指定 H28発表	推進				
宗像の郷 中央学園				研究指定 H22発表	推進					研究指定 H29発表	推進				
かとう学園					研究指定 H23発表	推進				研究指定 H29発表	推進				
学びの丘 学園					研究指定 H23発表	推進					研究指定 H30発表	推進			
城山学園						研究指定 H24発表	推進				研究指定 H30発表	推進			
玄海学園						研究指定 H25発表		推進				研究指定 R1発表			

平成27年度から段階的に各中学校区を調査研究校として指定し、令和元年度までにすべての中学校区で第Ⅱ期小中一貫教育の調査研究を行ってきました。

また、平成30年度には義務教育学校宗像市立大島学園を開校し、施設一体型小中一貫教育校として12年間取り組んできた成果を活かした新たな教育の在り方を模索しています。

(3) 検証

① めざす児童生徒像：「自立」の視点

目標指数：全国学力・学習状況調査における4領域（国語A，国語B，算数・数学A，算数・数学B）の本市の平均正答率が，全国の平均正答率を5ポイント以上上回る

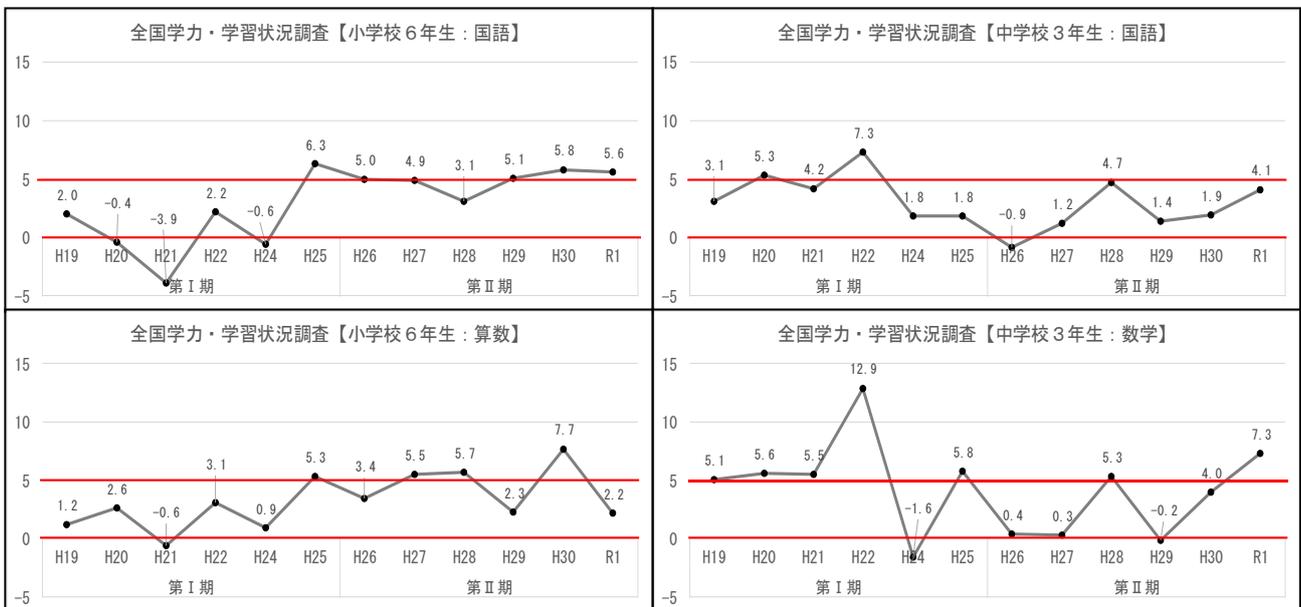
全国学力・学習状況調査の結果分析において、調査開始当初は「平均正答率」による分析が行われていましたが、近年では全国的にも「標準化得点（*1）」による分析が主流となったため、本市においても標準化得点による結果分析を採用しています。

*1 標準化得点＝本市の平均正答数÷全国の平均正答数×100

また、令和元年度より、A問題（主として知識を問う問題）とB問題（主として活用を問う問題）の区分をなくし、知識と活用を一体的に問う調査問題へと改訂されたため、本市では平成30年度までの調査結果においても、A問題の標準化得点とB問題の標準化得点の平均を当該教科の標準化得点とすることとしました。

以上のことから、「自立した学び」に係る目標指数を、当初の指数から変更し、下記のとおりとして検証しています。

目標指数：全国学力・学習状況調査における各教科（国語，算数・数学）の本市の標準化得点105ポイント以上



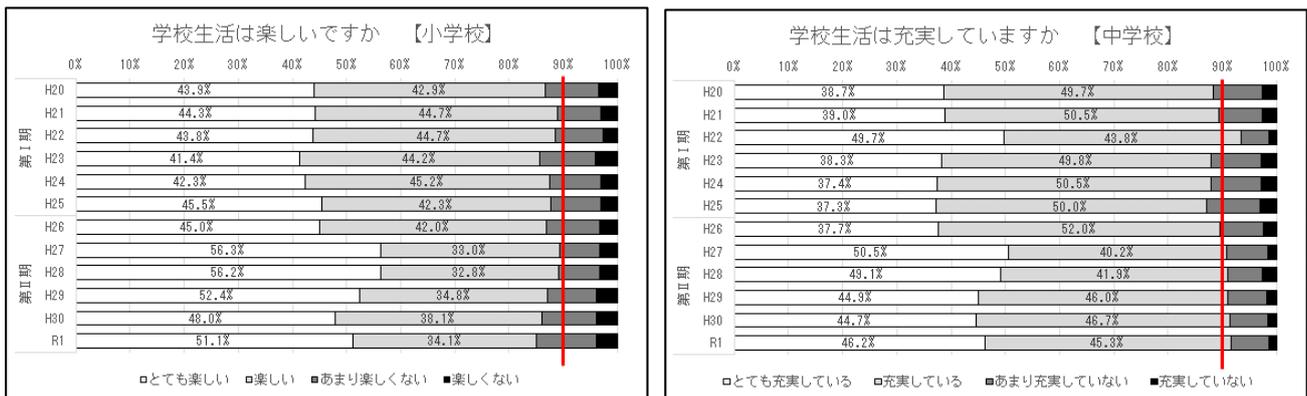
第Ⅱ期（平成27年度から令和元年度）において、小学校は目標を達成できた年が多く見られました。おおむね目標値の前後で安定的な推移を示しているといえます。一方、中学校で第Ⅱ期において目標を達成できたのは平成28年度及び令和元年度の数学だけでした。また、年度（学年）による差

が大きく、安定した結果とは言えません。例えば、平成27年度の小学校6年生国語(+4.9)と平成30年度の中学校3年生国語(+1.9)が同一児童生徒の結果であることを考慮すると、中学校においては小学校6年時の児童の実態から適切に目標値を設定し、小学校段階の学力を維持・向上させる取組を充実させていく必要があります。

② めざす児童生徒像：「かかわり」の視点

目標指数：宗像市学習意識調査において、「学校生活は楽しいですか（小学校）」「学校生活は充実していますか（中学校）」の問いに対して肯定的な回答をする児童生徒の割合が90%以上

第Ⅱ期において、中学校は平成27年度から5年連続で目標を達成することができました。第Ⅰ期と比較してもおおむね評価できる結果が得られています。一方、小学校は、第Ⅱ期において目標を達成できた年はありませんでした。また、近年では低下する傾向も見られています。



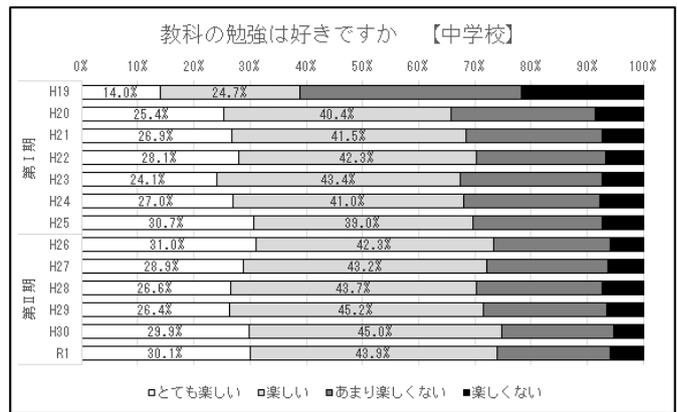
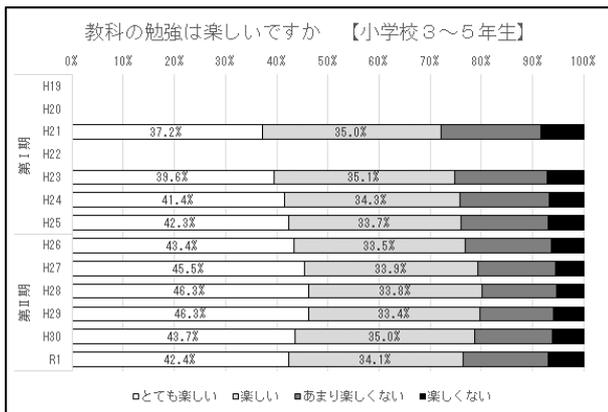
今後は、低・中・高それぞれの学年段階において、児童の発達段階を考慮した取組の充実を図り、学校生活に対する児童の満足度を向上させていく必要があります。

(4) 成果

第Ⅱ期小中一貫教育においては、「中学校区における特色化を一層促進し、義務教育9年間という枠組の中で、児童生徒の学びの連続性を保障した教育活動を推進すること」「市の政策の重要な柱のひとつである『元気を育むまちづくり』に呼応し、小中一貫教育を核とした家庭・地域と連携する学校づくりを進めること」等に取り組んできました。それらの視点から、児童生徒の実態として明らかになった成果として、次の3点があげられます。

① 学習意欲の向上

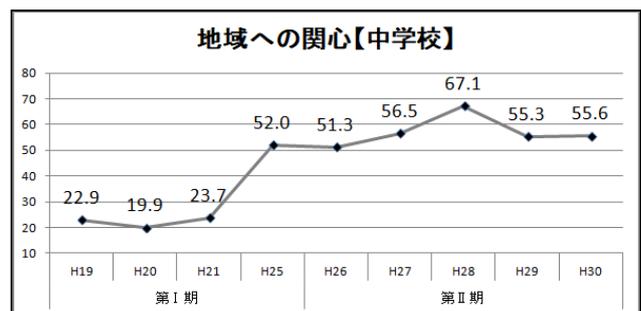
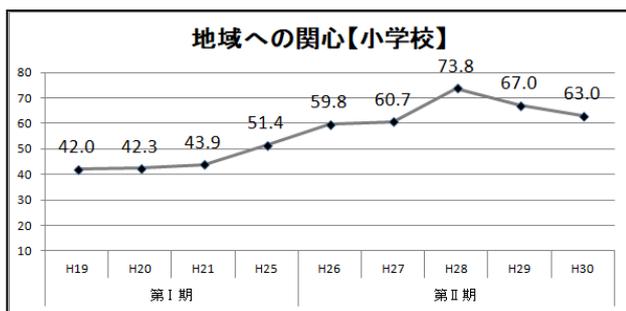
次のグラフは、宗像市学習意識調査における「教科の勉強は楽しいですか（小学校3年生から6年生対象）」「教科の勉強は好きですか（中学校全生徒対象）」に対する回答の経年結果です。



第Ⅰ期小中一貫教育においては、児童生徒の「学習意欲の低下」が解決すべき課題の一つでした。第Ⅰ期の調査研究においては、小中一貫教育が児童生徒の「学習意欲の向上」に一定の成果を上げることが検証されていました。第Ⅱ期小中一貫教育においても、第Ⅰ期の成果をさらに高めることができたことが宗像市学習意識調査の結果から明らかになりました。

② 地域へ関心を示す児童生徒の増加

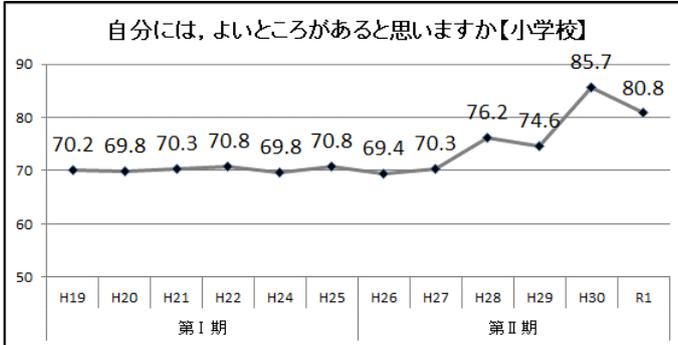
次のグラフは、全国学力・学習状況調査における「地域への関心」に係る質問紙調査（小学校6年生、中学校3年生対象）において、肯定的な回答をした児童生徒の割合の経年結果です。「地域への関心」に係る具体的な質問内容は年度により若干異なりますが、基本的には「地域の出来事や歴史、自然等に興味があるか」を問うたものです。また、平成22年度から平成24年度及び令和元年度は、当該質問項目がなかったため、データには含めていません。



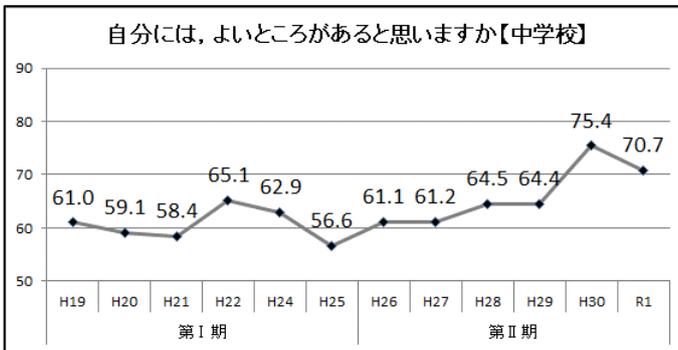
第Ⅱ期小中一貫教育を通して、児童生徒の「地域への関心」が高まってきたことが明らかになりました。これは、第Ⅱ期小中一貫教育の基本理念「小中一貫教育を核とした家庭・地域と連携する学校づくり」や、第Ⅱ期小中一貫教育における教育活動「家庭・地域との協働」の取組の成果であると考えます。特に、市内すべての学園に学校運営評議委員会を設置し、学校運営評議委員の意見を学校経営や教育活動に反映させたことや、学園の課題に対して学校・家庭・地域が協働して取り組める教育活動について学校運営評議員がそれぞれの立場から提案したり検討したりする場を設けたこと、地域コミュニティが主催する行事等に児童生徒が参加・参画する機会を増やしたことが成果につながったと考えられます。

③ 自己肯定感の高まり

次のグラフは、全国学力・学習状況調査における「自分には、よいところがあると思いますか（小学校6年生、中学校3年生対象）」という問いに対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合の経年結果です。



小学校においても中学校においても「自分には、よいところがある」と回答する児童生徒の割合が年々増加しています。この傾向は、第Ⅱ期小中一貫教育の推進期に特に顕著です。



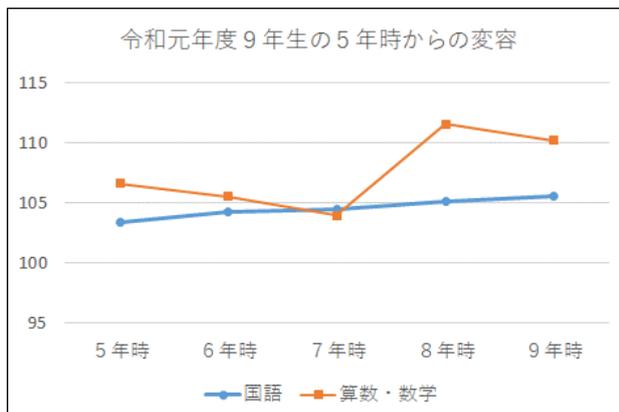
学園・家庭・地域が協働する第Ⅱ期小中一貫教育の推進により、学校運営評議委員会による協議を経て、地域等でも児童生徒が活躍する場が増えたこと、学校外における児童生徒の活躍を学園・家庭・地域が一体となって称賛する機運が高まったこと等も児童生徒の自己肯定感の高まりにつながったと考えられます。

(5) 課題

第Ⅱ期小中一貫教育の課題として、次の2点があげられます。

① 9年間の一貫した学力向上の取組の推進

次のグラフは、令和元年度の9年生の5年時からの学力調査結果の変容を示したものです。5年生、7年生、8年生は福岡県学力調査（6月実施）の結果、6年生及び9年生は全国学力・学習状況調査（4月実施）の結果を、福岡県の平均正答数を100とした時の宗像市の平均正答数の割合（標準化得点）で示し、同一児童生徒の標準化得点がどのように変容したかを示しています。



調査の実施時期が年度当初であることから、各調査の出題内容は当該学年の前の学年までの内容となっています。例えば、5年生の調査結果は、4年生までの学習内容の定着度を示しているものと解釈します。

9年生の標準化得点は、5年生時から100以上で推移しており、おおむね満足できる結果が得られ

ています。一方で、算数・数学の調査結果に見られるような、同一児童生徒の年度による結果のばらつきが課題としてあげられます。これらの傾向は、学年や学園によって異なる面もありますが、学園によってはより顕著な課題として表れている状況もあります。

この課題の解決に向けては、各学園が小中間で情報を共有し、児童生徒の個々の実態をより詳細に分析することからスタートし、児童生徒の実態に応じた学力向上の取組を検討・実施することが重要です。特に、5年生から7年生の小中一貫教育中期段階においては、兼務教員による授業や教科担任制による授業（5，6年生）の実施を通して、小中一貫したカリキュラムによる学習指導の充実を図る必要があります。

② 不登校児童生徒数の減少に向けた取組の推進

右のグラフは、平成17年度から令和元年度までの全国、福岡県、宗像市の1000人あたりの不登校児童生徒数の推移です。

全国的に、不登校児童生徒数は増加の傾向にあり、その傾向は近年さらに増してきています。

宗像市の不登校児童生徒数は、全国や福岡県と比較してとても少ない状況にあります。この点は、これまでの宗像市の学校教育の大きな成果の一つであり、今後も継続していくべき宗像市の教育のよさであると言えます。



一方、全国的な傾向と同様に、宗像市でも不登校児童生徒数が年々増加しているという課題があります。全国的な「不登校児童生徒数の増加」の要因は、中学校進学後の中1ギャップによる学校生活への不適応があげられています。つまり、7年生段階における不登校生徒数の増加です。本市においては、第I期より継続して取り組んできた「中1ギャップ解消」の取組により、7年生からの新規の不登校はあまり増加していません。これは、小中一貫教育の大きな成果であるとともに、本市の不登校児童生徒数が全国と比較して少ないことの大きな要因となっています。

本市の不登校児童生徒数が全国と比較して少ないながらも増加する傾向にある要因として、小学校段階における不登校児童数の増加が考えられます。（※平成28年度からの急激な増加は、調査方法の変更に伴う計上数の増加も要因の一つとしてあげられます。）小学校段階における不登校児童生徒は、中学校においても不登校となる場合が多いことにも配慮し、今後は不登校児童生徒を生まない取組を学園が一体となって行う必要があります。

（6）小中一貫教育から小中一貫コミュニティ・スクールへ

これまで述べてきた通り、宗像市の小中一貫教育は、児童生徒の「学力」「学校生活満足度」「学習意欲」「地域への関心」「自己肯定感」等を向上させることが明らかになりました。これらは、第I期の小中一貫教育推進期から、小中学校が課題を共有し、共通の目標及び手立てを掲げ、協働して教育活動を推進してきた成果です。それらの成果は、第II期小中一貫教育推進期における家庭・地域

と協働した取組により、さらに強化されました。

宗像市は、今後も義務教育9年間を通して、学園（学校）、家庭及び地域が協働して、児童生徒を育む小中一貫教育を推進していきます。その際、学校運営協議会制度を取り入れることにより、「小中一貫コミュニティ・スクール」へと発展させていきます。

用語説明

※1 社会に開かれた教育課程

新学習指導要領で示された基本的な理念。これからの学校は社会と連携・協働した教育活動を充実させていく必要があるため、以下の三つのポイントに基づいてこの理念を実現していく。

- ①よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有する。
- ②これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成する。
- ③地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現していくという考え方。

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校運営協議会の場で学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく仕組み。

※3 SDGs（Sustainable Development Goals）

2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

※4 ESD（Education for Sustainable Development）

現代社会における人類の開発活動に起因する様々な課題を、各人が自らの課題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動であり、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」と言われている。

※5 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

※6 GIGA スクール構想（Global and Innovation Gateway for All）

児童生徒への一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを定期的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するための構想。

※7 世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」

子どもが宗像について学び、考え、関わって広めていくことを通して、ふるさと宗像への誇りと愛着をもって持続可能な社会の作り手としての意欲、態度を育てていく学習。令和元年度から市立学校全校で本格的に実施を開始した。9年間を通してカリキュラムに位置づけ、副読本「ふるさと宗像 BOOK」を活用することで、それぞれの成長段階に応じた学びを深めていく。

※8 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支えていく活動の総称。宗像市では、読み聞かせや放課後学習指導等での学校支援ボランティアの活用や、放課後子供教室や地域未来塾の立ち上げなど、地域と学校が連携・協働して取組を始めている。

※9 組織マネジメント

一人では果たせない結果を生むために、環境と折り合いをつけながら組織内外の資源（人的、物的、財的、情報、ネットワーク）や能力を統合・開発し、関与する人たちのニーズに適応させながら組織の目標を達成していく過程（活動）のこと。学校における「組織マネジメント」とは、学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校の教育目標を達成していく過程（活動）のこと。

※10 カリキュラム・マネジメント

学校が、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育課程（カリキュラム）に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※11 宗像市子ども基本条例

将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長を保障していくことを規定した、市の子ども施策の基本ともなる条例。平成24年4月に施行。「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「意見を表明する権利」の4つを子どもの権利として掲げている。

※12 社会体育

学校体育以外の体育の総称。地域社会や職場、家庭等で行われるスポーツを指す。

※13 学力向上支援教員

チーム・ティーチングによる学習指導、課題別学習や習熟度別学習等の少人数指導による学習指導など、確かな学力の育成や特別に支援を要する児童生徒へのきめ細やかな指導、個に応じた学習を進めるために、必要に応じて学校に配置している。

※14 アプローチカリキュラム

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習でつながるように工夫されたカリキュラム。アプローチカリキュラムの編成により、幼児期にふさわしい生活を通して、幼児期の終わりまでに身に付けてほしい力を育てていくことで、小学校の生活や学びにつなげていく。

※15 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。スタートカリキュラムの編成により、学校生活をゼロからのスタートとするのではなく、子どもが新しい学校生活に円滑に移行できることを目指す。

※16 自己指導能力

児童生徒自ら現在及び将来において自己実現を図っていく力のこと。

※17 生徒指導の視点に立った授業づくり

一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助の視点に立って授業を組み立てること。個々の児童生徒の自己指導能力の育成をめざす教育活動に向けて、以下の3つの視点を授業に盛り込むことが大切である。

- ① 児童生徒に自己存在感をもたせること
 - ・授業に自分がかかわっているという気持ちをもたせる。
 - ・授業で自分が必要とされているという実感を与える。
 - ・児童生徒一人一人とのかかわりを大切にする。
- ② 共感的人間関係を育成すること
 - ・一人一人が受け入れられる雰囲気づくりをする。
 - ・一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりをする。
 - ・お互いに教え合い、励まし合う雰囲気をつくる。
 - ・友達のよさを発見したり、認めたりする態度を育てる。
- ③ 自己決定の場を設定すること
 - ・学習課題、学習計画、学習内容・教材、学習方法、表現方法、学習形態、評価方法の内容を児童生徒に決定させること

※18 グローバルに活躍する人材

第2期宗像市グローバル人材育成プランにおいて、宗像市におけるグローバル人材像を「お互いを尊重し、そうぞう力をもって世界とコミュニケーションできる」と設定し、その育成に向け施策と事業を展開している。

- ・「お互いを尊重する」
自分自身や、自国の歴史と文化に対する考えを持つとともに、相手や、他国の歴史と文化を受け入れることができる
- ・「そうぞう力を持つ」
失敗を恐れずに、様々なことに興味を持ち、新しいものを生み出すことができる

・「世界とコミュニケーションができる」

世界中の人と外国語を使って、考えを伝え合うことができる

※19 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ教育のこと。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

※20 むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

子どもの権利に関する専門の相談窓口。重大な権利侵害案件だけでなく、子どもが聞いてほしいことすべての相談を受け止めるため設置している。子どもの意向を尊重しながら、子どものエンパワメントを支え、周囲との関係を調整する形で支援を行う。

※21 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育における校内体制を充実させるための中心となる教員。すべての教職員が特別支援教育の視点を持って学級経営や授業を行えるよう学級担任への支援や通級指導教室と在籍学級担任の連携補助等を行うとともに、関係機関や特別支援教育アドバイザーとの連絡調整を行う。

※22 特別支援教育アドバイザー

特別支援教育に関して、学校での研修や授業改善支援、特別支援教育コーディネーターに対する指導助言など教職員の特別支援教育に対する理解の促進と指導力の向上を図るとともに、就学相談に向けた面談等、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程の編成・実施による個に応じた指導・支援の充実を図ることを目的として、教育委員会に配置している。

※23 特別支援教育支援員

特別支援学級や通常学級での特別な支援を要する児童生徒の学習支援及び介助を行う。必要に応じて学校に配置している。

※24 スクールソーシャルワーカー

家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携調整、保護者や教職員に対する支援や相談、情報提供などを行う。宗像市では、主に社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持ち、教育や福祉の分野において活動実績がある者を教育委員会が学校の状況に応じて派遣している。

※25 スクールカウンセラー

臨床心理の立場からカウンセリングを中心に、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決していく専門家で、臨床心理士や精神科医等。教育委員会から各市立学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリングと、カウンセリング等に関する情報の収集や記録、教職員や保護者に対する助言や援助等を行う。

※26 学校運営評議委員会

学校運営に関して、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等とが信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に資することを目的として、宗像市教育委員会が独自に設置している委員会。

※27 PDCA サイクル

P l a n : 目標を設定し、具体的な計画を立てる

D o : 組織と役割を決めて人員を配置し、教職員への動機づけを図りながら、具体的に実行する

C h e c k : 途中で成果を測定・評価する

A c t i o n : 必要に応じて改善を図る

という一連の流れのこと。

※28 学園コーディネーター

小中一貫教育の推進、教職員の負担軽減及び地域との良好な関係性構築を図るために、各学園（大島学園を除く）に配置。各学校間の連絡・調整や地域との連絡・調整の補佐等のコーディネート業務を始めとして、職員の資質能力育成に関する支援やカリキュラム開発・教材開発支援等を行っている。

※29 アセットマネジメント

計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし、保有総量を小さくしたりすること。

※30 ICT 指導員・ICT 支援員

市立学校の教育ネットワークシステムの管理等を行うため教育委員会に配置。機器・ソフトウェアの設定や操作、メンテナンス、情報教育に関する支援と研修、学校等関係機関との連絡調整などを行う。

※31 ワクワク WORK

市内を中心とした事業所の協力のもと、中学校2年生（義務教育学校7年生）を対象に実施している職場体験活動。生徒が自ら設定した課題の解決を図り、地域の職場への愛着を深めるとともに、将来の夢や希望をもつことができることを主な目的とし、生徒の興味・関心をもとに地域や学校の実態に応じて創意工夫した体験を設定している。

※32 宗像市子どもの権利の日

宗像市子ども基本条例の中で設定した、子どもの権利についての関心や理解を深めるための日。国際連合で児童の権利に関する条約が採択された11月20日に設定し、様々な啓発活動を実施している。

宗像市教育委員会

(事務局) 宗像市 教育子ども部 教育政策課

TEL : 0940-36-5099 FAX : 0940-37-1525